

和歌山市黒田、納定、吉田及び太田の各一部における住所変更に関するQ & A（住民向け）

番号	項目	質問内容	回答	しおりの 関連ページ
1	マイ ナ ン バ ー カ ー ド の 住 所 バ ー ン グ の	<u>マイナンバーカードの新住所記入欄に余白がある場合</u> 、住所変更の申請から住所書き換えまでに要する日数を教えてください。	即日で住所を書き換えできます。	28ページ
2		<u>マイナンバーカードの新住所記入欄に余白がない場合</u> 、新住所のマイナンバーカードを再交付することになりますが、再交付の手数料は必要でしょうか。	マイナンバーカードの新住所記入欄に余白がない場合における住所変更に伴うマイナンバーカードの再交付は、手数料が発生しません。	28ページ
3		<u>マイナンバーカードの新住所記入欄に余白がない場合</u> 、新住所のマイナンバーカードを再交付することになりますが、再交付申請から再交付までの期間中は現行のマイナンバーカードの電子情報を利用した手続きは行えるのでしょうか。	通常申請 の場合、再交付申請から再交付までの期間中も現行のマイナンバーカードを使用できます。 特急申請 の場合、再交付申請時にマイナンバーカードが回収となりますので、再交付まで使用できません。	28ページ
4		マイナンバーカードの住所変更について、休日（土曜日、日曜日又は祝日）でも手続きできますか。	市役所1階市民課窓口、各サービスセンターで休日は第2・4日曜日の8時30分から17時15分に手続きしていただけます。	28ページ

和歌山市黒田、納定、吉田及び太田の各一部における住所変更に関するQ & A（住民向け）

番号	項目	質問内容	回答	しおりの 関連ページ
5	マイ ナ 保 険 証	【国民健康保険】 住居表示実施後、マイナンバーカードの住所変更前に医療機関で受診が必要となった場合、住所の書き換えが未済の場合でもマイナ保険証として使用できますか。	健康保険の資格情報には影響ありませんので、引き続きマイナ保険証として使用できます。	—
6		【国民健康保険】 <u>マイナンバーカードの新住所記入欄に余白がない場合</u> 、新住所のマイナンバーカードを再交付することになりますが、再交付申請から再交付までの期間は現行のマイナンバーカードをマイナ保険証として使用できるのでしょうか。	再交付まで手元に現行のマイナンバーカードがあり、かつ電子情報が利用できれば、現行のマイナンバーカードをマイナ保険証として使用していただけます。 <u>特急申請の場合は再交付申請時にカードが回収となりますので、上記の場合は、通常申請の手続きをしてください。</u>	—
7		【被用者保険】 <u>会社員等の被雇用者が加入する健康保険も国民健康保険のマイナ保険証と同様の取り扱いでしょうか。</u>	被用者保険については、各健康保険組合等にご確認をお願いいたします。	16ページ
8	の 通 住 知 所 カ 変 ー 更 ド	マイナンバーカードを持っていない場合、通知カードの住所変更は必要でしょうか。	令和2年5月25日で通知カードが廃止となりました。このため通知カードの記載事項(氏名・住所等)の変更手続きはできません。	—

和歌山市黒田、納定、吉田及び太田の各一部における住所変更に関するQ & A（住民向け）

番号	項目	質問内容	回答	しおりの 関連ページ
9	本 籍 変 更 の お 知 ら せ	和歌山市の市民課から送られる本籍変更のお知らせについて、いつ郵送されますか。	令和8年9月7日（月）の郵送予定です。 ※本籍変更のお知らせの文書名は、「本籍変更について（お知らせ）」です。	4ページ
10		本籍変更のお知らせは、令和8年9月7日（月）から和歌山市役所の市民課の窓口で取得できますか。	令和8年9月7日（月）から市民課3番窓口で取得していただけます。 ※本籍変更のお知らせの文書名は、「本籍変更について（お知らせ）」です。	4ページ
11	法 人 住 民 税 の 住 所 変 更	法人市民税の住所変更手続きは必要ですか。	市役所での変更手続きは必要ありません。	－
11	お 住 居 所 の 変 更 に 関 する 用 紙	住所変更のお知らせ用はがきについて、1枚ずつ投函することはできますか。	1枚ずつでも投函できますが、可能な限り、お知らせ用はがきを入れていた封筒、輪ゴム等を使用し、まとめて投函していただくようご協力をお願いします。	6ページ

和歌山市黒田、納定、吉田及び太田の各一部における住所変更に関するQ & A（住民向け）

番号	項目	質問内容	回答	しおりの 関連ページ
12	運 転 免 許 証 の 代 理 人 申 請	運転免許証の住所変更について、代理人が申請することはできますか。	原則として、本人による申請となります。 本人による申請が困難な場合は、交通センターにお問い合わせください。 【交通センター連絡先】 073-473-0110	18ページ
13	配 達 便 局 以 外 荷 物 が	郵便局以外が配達する荷物について、どのくらいの期間まで変更前の住所で配達してもらえますか。	差出人がヤマト運輸及び佐川急便を使用する場合は、差出人に令和8年9月5日（土）から新住所を記入していただくようすみやかにお伝えください。 A m a z o n から配達される荷物については、令和8年9月5日（土）以降で商品を注文する際に、登録住所を新住所に変更してください。 差出人が上記以外の宅配業者を使用する場合は、差出人に新住所になることを連絡していただくようお願いします。	—
14	不 動 産 変 更 登 記	区画整理区域外に不動産を所有しているが、和歌山市から郵送される登記申請書を使用することはできますか。	使用していただくことができます。	14ページ ・ 19～21ページ

和歌山市黒田、納定、吉田及び太田の各一部における住所変更に関するQ & A（住民向け）

番号	項目	質問内容	回答	しおりの 関連ページ
15	移 転 登 記 所 有 権 不 動 産 の	法務局での表題部の書き換え期間中に、所有権移転登記はできますか。	法務局での表題部の書き換え期間中はお手続きいただけません。書き換え後、和歌山市から登記完了通知書を送付いたしますので、それ以降に登記申請手続きをお願いします。	14ページ ・ 19～21ページ